

福祉用具ステーションのご案内

福祉用具とは

介護保険下における福祉用具は、病気や怪我により不自由が生じた日常生活をより安全に、より安心して過ごせるようにするための用具です。ご利用者のご自宅で自立した日常生活を過ごせることができるよう助けるものについて、介護保険の対象となっています。

業務の内容

ご自宅で自立した生活を過ごせるように沢山の福祉用具の中から最適な福祉用具を選びます。ご本人だけでなく同居家族の不都合が生じないように、介護者の負担が少しでも軽減するように様々な視点に立って相談しながら、福祉用具を提案します。

商品を選んだ後も、定期的にモニタリングを行い必要に応じて福祉用具の使い方の指導や、再選定、メンテナンスも行います。

福祉用具ステーションの特徴

- ・入院患者の家屋評価に同行し、退院後の生活をスムーズに開始できるように支援します。
- ・退院後に使用する予定のデモ機を入院中に導入し、福祉用具に早期に慣れる期間を設けています。
- ・退院後、ご自宅を訪問した際に転倒などのリスクが無いか確認し、動き方の指導を行います。
- ・訪問リハビリの経験豊富な理学療法士がご利用者様の生活を安心・安全・安楽に過ごせるように支えます。

事業所について

名称 済生会泉尾病院 福祉用具ステーション

指定番号 2772702318

営業日 月曜日～金曜日 ただし、祝日、12月19日～1月3日を除く

営業時間 午前9時～午後5時

通常のサービス提供地域 大阪市大正区、西淀川区、福島区、此花区、西区、浪速区、西成区、住之江区（※その他の区、市町村も相談可）

ご利用開始までの流れ

① 福祉用具・介護保険に関するご質問などお気軽にお問い合わせください。



② ケアマネジャーまたは地域包括支援センターに相談
困っていること、希望している福祉用具など余すことなくお伝えください。

③ ケアプランの作成

お聞きした情報をもとにケアマネジャーがサービス計画書（ケアプラン）を作成します。



④ 福祉用具の選定

福祉用具専門相談員がお話をうかがい、生活に適した福祉用具をアドバイスいたします。

⑤ 福祉用具の納品、契約

日程を調整し、福祉用具をご自宅に納品いたします。
重要事項説明書や契約書の説明し、契約を行います。



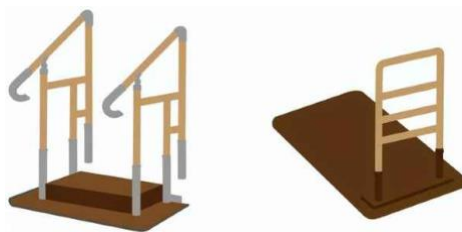
⑥ レンタルサービスを開始

⑦ モニタリング

福祉用具専門相談員による定期的なメンテナンス及びアフターサービスを行います。（用具の変更も可能です）

⑧ レンタル契約の完了

福祉用具がご不要になりましたら、速やかにお引取りいたします。



福祉用具ステーションについてご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

TEL 06-7222-9576（福祉用具ステーション直通）

FAX 06-7222-9577（福祉用具ステーション直通）